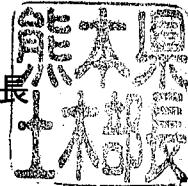


土技第452号
平成22年2月16日

社団法人熊本県建設業協会長様

熊本県土木部長



特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び建設工事に係る資材の
再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について（通知）

このことについて、国土交通省総合政策局建設業課長から別添のとおり通知がありました。
つきましては、改正後の省令及び規則とも平成22年4月1日から施行されますので、貴
会員に対し周知方お願いします。

（別添資料）

- ①国土交通省通知文
- ②省令及び規則の一部改正概要
- ③省令新旧対照表
- ④規則新旧対照表

*新様式については、2月末に県ホームページに掲載予定です。

(担当)
熊本県土木技術管理室技術指導班
電話 096-333-2490
白本（内線 6052）

国総建第232号

平成22年2月9日

熊本県土木部長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



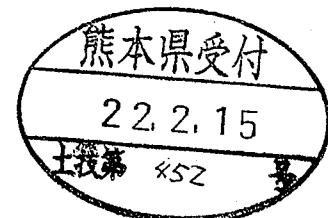
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）附則第4条では、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

これを受けて、平成19年11月より社会资本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成20年12月に議論の成果がとりまとめられたところである。

今般、同とりまとめにおいて、「対象建設工事の事前届出における内容の充実及び効率化等の検討・実施」等に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、本年2月9日付で、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年2月9日国土交通省令第3号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年2月9日国土交通省・環境省令第1号）が公布され、平成22年4月1日より施行される。

については、貴職におかれでは事務処理に当たって遺漏なきを期するようお願いする。また、貴管内の関係市区町村に対し、周知徹底方併せてお願いする。



記

1. 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づき、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、一定の事項を都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

今般、届出者の負担の軽減、行政実務の効率化等の観点から、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令別記様式第一号及び第二号の届出書の様式が改められ、平成22年4月1日以降は、改正後の様式により届出を行うことが必要とされた。ただし、平成22年3月31日以前に届け出た事項に変更があった場合には、改正前の様式により変更の届出を行うことが必要である。

2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条に基づき、分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い行わなければならないこととされている。

今般、特定建設資材の一つである木材の適切な分別を確保するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第2条に規定する「分別解体等に係る施工方法に関する基準」が改められた。

これにより、建築物に係る解体工事では、内装材の取り外しを行う工程において、木材の取り外しに先立ち、当該木材と一体となった石膏ボード等の建設資材をあらかじめ取り外すことが必要とされた。ただし、あらかじめ取り外すことが必要な建設資材は、その後の木材の分別の支障となるものに限られる。また、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この順序によることを要さない。

改正後の施工方法に関する基準は、平成22年4月1日以降に着手する建設工事について適用される。

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

平成22年2月
国土交通省総合政策局建設業課
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 背景

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）附則第4条では、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

これを受け、平成19年11月より社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成20年12月に議論の成果がとりまとめられたところである。

今般、同とりまとめにおいて、「対象建設工事の事前届出における内容の充実及び効率化等の検討・実施」等に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）を改正し、所要の措置を講じる。

2. 概要

(1) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正

別記様式第一号及び第二号の届出書について、届出者の負担の軽減、行政実務の効率化等の観点から、様式の見直しを行う。

- ・記載欄の一部をチェックボックス式に変更
- ・記載欄（届出者の転居後の連絡先、工事完了の時期等）を追加

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正

第2条第3項に規定する建築物に係る解体工事の工程について、内装材に木材が含まれている場合には、当該木材を適切に分別するため、あらかじめ分別に支障となる木材と一体となった石膏ボード等の建設資材を取り外した上で当該木材を取り外すよう順序を明確化する。

3. スケジュール

公布： 平成22年2月9日
施行： 平成22年4月1日

(以上)

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)

新様式

(様式第一号)		
届出書		
知事 市役所長	平成 年 月 日	
姓 名 免注者又は自施工者の氏名(直欄又は名前及び登記者の氏名) (郵便番号) 住所 (軒号/定先) 住所	市區町村長 姓 名 (法人) 〔郵便番号〕 住所	平成 年 月 日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
1. 工事の種類 記 ①工事の名称 ②工事の場所 ③工事の規模 ④工事の実行 □建築物に係る解体工事 □建築物に係る新築又は増築の工事に該当しないものの □建築物に係る新築又は増築の工事に該當する解体工事 □建築物に係る新築又は増築の工事に該當しないものの □建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該當しないものの □建築物に係る解体工事 □建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該當しないものの □建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ⑤請負 自施工の別：□請負 □自主施工		
2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要) 姓 名 免注者又は名前及び登記者の氏名 (郵便番号) 住所 (許可番号) □建設業許可 主任技術者(監理技術者) 氏名 □解体工事の場合は 解体工事監修 技術管理責任者 氏名		
3. 建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要) 平成 年 月 日		
4. 分別解体等の計画等 建設物に係る解体工事については別表1 地盤等に係る解体工事等については別表2 建物等に係る解体工事等については別表3 により記載すること。 (注) 1 口頭には、担当課所「し」と記載すること。 2 登記簿に記載することができる。 3 伝出せば、別途解体工事に係る専門的な資料を示す旨を交付すること。		
5. 工程の範囲 (工事着手日) 平成 年 月 日 (工事完了予定日) 平成 年 月 日 (工事着手日) 平成 年 月 日 (工事完了予定日) 平成 年 月 日		

(様式第一号)		
届出書		
知事 市區町村長 姓 名 (法人) 〔郵便番号〕 住所	平成 年 月 日	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
1. 工事の概要 記 ①工事の名称 ②工事の場所 ③工事の規模 ④工事の実行 □建築物に係る解体工事 □建築物に係る新築又は増築の工事に該当しないものの □建築物に係る新築又は増築の工事に該當する解体工事 □建築物に係る新築又は増築の工事に該當しないものの □建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該當しないものの □建築物に係る解体工事 □建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該當しないものの □建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ⑤請負 自施工の別：□請負 □自主施工		
2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要) 姓 名 免注者又は名前及び登記者の氏名 (郵便番号) 住所 (許可番号) □建設業許可 主任技術者(監理技術者) 氏名 □解体工事の場合は 解体工事監修 技術管理責任者 氏名		
3. 对象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要) 平成 年 月 日		
4. 分別解体等の計画等 建設物に係る解体工事については別表1 地盤等に係る解体工事等については別表2 建物等に係る解体工事等については別表3 により記載すること。 (注) 1 口頭には、担当課所「し」と記載すること。 2 登記簿に記載することができる。 3 伝出せば、別途解体工事に係る専門的な資料を示す旨を交付すること。		
5. 工程の範囲 (工事着手日) 平成 年 月 日 (工事完了予定日) 平成 年 月 日 (工事着手日) 平成 年 月 日 (工事完了予定日) 平成 年 月 日		

新様式

別表2 分別解体等の計画等	
<p><input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模擬替）</p> <p><input type="checkbox"/> 分別解体等の計画等</p>	
<p>使用する特定建設資材の種類</p> <p><input type="checkbox"/> コンクリート・コンクリート・アスファルト・木村 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート・木村</p>	
<p>建設物の状況</p> <p>起業物の年数 年、建設 年、現状 _____坪</p>	
<p>起業物に関する調査の結果</p> <p>周辺状況 周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 敷地境界との最短距離 約 _____m</p>	
<p>起業物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容</p> <p>作業場所 作業場所 □十分 □不十分 その他 ()</p>	
<p>起業物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容</p> <p>作業場所 作業場所 □有 () □無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 □有 □無 その他 ()</p>	
<p>起業物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容</p> <p>作業場所 作業場所 □有 () □無 付帯物（構造物・機械工事のみ） その他 ()</p>	
<p>起業物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容</p> <p>作業場所 作業場所 □有 () □無 作業場所の確保 搬出経路の確保</p>	
<p>起業物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容</p> <p>作業場所 作業場所 □有 () □無 搬出経路の確保 工事着手前に実施する指標の内容</p>	
<p>工程 ①造成等 造成等の工事 □有 □無 ②基礎・基礎ぐい 基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無 ③上部構造部分・外装 上部構造部分・外装の工事 □有 □無 ④屋根 屋根の工事 □有 □無 ⑤建築設備・内装等 建築設備・内装等の工事 □有 □無 ⑥その他 () その他の工事 □有 □無</p>	
<p>特定建設資材の種類ごとに特定建設資材の種類ごとに 起業物の見込み並びに特定建設資材が使われる建築物の部分及び 発生見込まれる建築物の発生が見込まれる建築物の部分</p>	
<p>（注）①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他 ()</p>	
<p>備考</p>	
<p>□側には、該当箇所に「<input checked="" type="checkbox"/>」を付すこと。</p>	

(A.4) 別表2 分別解体等の計画等	
<p><input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模擬替）</p>	
<p>使用する特定建設資材の種類</p>	
<p><input type="checkbox"/> コンクリート・コンクリート・アスファルト・木村 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート・木村</p>	
<p>建設物の状況</p>	
<p>起業物の年数 年、建設 年、現状 _____坪</p>	
<p>起業物に関する調査の結果</p>	
<p>周辺状況 周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 敷地境界との最短距離 約 _____m</p>	
<p>起業物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容</p>	
<p>作業場所 作業場所 □十分 □不十分 その他 ()</p>	
<p>起業物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容</p>	
<p>作業場所 作業場所 □有 () □無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 □有 □無 その他 ()</p>	
<p>起業物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容</p>	
<p>作業場所 作業場所 □有 () □無 付帯物（構造物・機械工事のみ） その他 ()</p>	
<p>起業物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容</p>	
<p>作業場所 作業場所 □有 () □無 作業場所の確保 搬出経路の確保</p>	
<p>起業物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容</p>	
<p>作業場所 作業場所 □有 () □無 搬出経路の確保 工事着手前に実施する指標の内容</p>	
<p>工程着手の時期※ 平成 年 月 日</p>	
<p>工程 ①造成等 造成等の工事 □有 □無 ②基礎・基礎ぐい 基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無 ③上部構造部分・外装 上部構造部分・外装の工事 □有 □無 ④屋根 屋根の工事 □有 □無 ⑤建築設備・内装等 建築設備・内装等の工事 □有 □無 ⑥その他 () その他の工事 □有 □無</p>	
<p>※建設資材の種類ごとに建設資材の種類ごとに 起業物の見込み並びに建設資材が使われる建築物の部分及び 発生見込まれる建築物の発生が見込まれる建築物の部分</p>	
<p>（注）①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他 ()</p>	
<p>備考</p>	
<p>□側には、該当箇所に「<input checked="" type="checkbox"/>」を付すこと。</p>	

※左側の章頭は法律条文第2項の趣旨を説明するものでなければなりません。

□側には、該当箇所に「」を付すこと。

別表1		(A.4) 分別解体等の計画等	
		建築物に係る解体工事	
□ 建築物の構造		□木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリート造 □その他()	建築物の構造※ □木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリート造 □その他()
□ 建築物の状況		その他() 隣邊にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 等地境界との最近距離 約_____m	建築物の状況 周辺状況 作業場所の状況 搬出道路の状況 建築物に関する調査の結果 建物手前に実施する措置の内容
□ 建築物に関する調査の結果		その他() 作業場所 □十分 □不十分	建築物の有無 残存物品の有無 付着物の有無 その他()
□ 作業場所		作業場所 □有() □無 前面地盤の傾斜 約_____m 通学路 □有() □無	作業場所の確保 搬出道路の確保 工事着手前に実施する措置の内容 残存物品の搬出の確認 その他()
□ 搬出道路		作業場所 □有() □無	
□ 建築物に関する調査の結果		特定建設資材への付帯物 □有() □無	
□ その他		その他	
工事着手の時期※ 平成 年 月 日			
□ 工程		分別解体等の方法	
①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	分別解体等の方法 手作業、長時間の作用 用の場合は()
②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し □有 □無	手作業、長時間の作用 用の場合は()
③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	手作業、長時間の作用 用の場合は()
④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	手作業、長時間の作用 用の場合は()
⑤その他		その他の取り壊し □有 □無	手作業、長時間の作用 用の場合は()
工事の工程の順序		工事の工程の順序 □上の工程における①→②→③→④の順序	工事の工程の順序 □その他の場合は()
□ 内装材に木材が含まれる場合		内装材に木材が含まれる場合の理由() □不可 □可	内装材に用いられた 建設資材の量の見込み※ □不可 □可
□ 特定建設資材の見込み		特定建設資材の見込み □不可 □可	量の見込み □コンクリート塊 □J777ル・ソクリー塊 □建設発生木材
□ 特定建設資材の見込み		特定建設資材の見込み □不可 □可	量の見込み □コンクリート塊 □J777ル・ソクリー塊 □建設発生木材
□ 生見込み		生見込み □不可 □可	量の見込み □コンクリート塊 □J777ル・ソクリー塊 □建設発生木材
□ 見込み		見込み □不可 □可	量の見込み □コンクリート塊 □J777ル・ソクリー塊 □建設発生木材
(注) 小延床面積・内装材等 令延床面積・内装材等		令延床面積・内装材等	(注) ①建築設備・内装材等 令延床面積・内装材等
備考		備考	

※以上の事項は必ず本規第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□前にには、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2 変形内所		分別解体等の計画等	
建築物に係る新築工事等、新設・増設・修繕・換設等		①造成等 工程	
使用する特定建設資材		②基礎・基礎ぐいい	
□コンクリート及び既から成る建設資材		③上部構造部分・外装	
□アスファルト、木村 建築物の状況		④屋根	
既年数_____年、棟数_____棟		⑤建物設備・内装等	
その他()		⑥その他	
周辺状況		⑦特定建設資材廃棄物の種類ごとに特定建設資材が使用されるる建設物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建設物の部分	
周辺にある施設 口住宅 □商業施設 □学校 既地界との最近距離 約_____m		⑧建物発生木材	
その他()		(注) 山道走行 2車線 以上が構造部分・外装 (歩道等 既年数等) トントン	
建築物に関する調査の結果		⑨備考	
建築物に因する調査の結果及び工事手前に実施する措置の内容		□他	
検出経路 既習物 口有() □無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 口有 □無		□他	
その他()		□他	
特定建設資材への接觸(接觸・接 触等のものみ)		□他	
その他		□他	
①造成等		②基礎・基礎ぐいい	
③上部構造部分・外装		④屋根	
⑤建物設備・内装等		⑥その他	
⑥その他		⑦特定建設資材廃棄物の種類ごとに特定建設資材が使用されるる建設物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建設物の部分	
⑧建物発生木材		⑨備考	
⑨備考			

別表2 変形内所		建築物に係る新築工事等(新築・増設・修繕・換設等) 分別解体等の計画等	
建築物に係る新築工事等(新築・増設・修繕・換設等)		①造成等 工程	
使用する特定建設資材		②基礎・基礎ぐいい	
□コンクリート及び既から成る建設資材		③上部構造部分・外装	
□アスファルト、木村 建築物の状況		④屋根	
既年数_____年、棟数_____棟		⑤建物設備・内装等	
その他()		⑥その他	
周辺状況		⑦特定建設資材廃棄物の種類ごとに特定建設資材が使用されるる建設物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建設物の部分	
周辺にある施設 口住宅 □商業施設 □学校 既地界との最近距離 約_____m		⑧建物発生木材	
その他()		(注) ①歩道等 2車線 以上が構造部分・外装 (歩道等 既年数等) トントン	
建築物に関する調査の結果		⑨備考	
建築物に因する調査の結果及び工事手前に実施する措置の内容		□他	
検出経路 既習物 口有() □無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 口有 □無		□他	
その他()		□他	
特定建設資材への接觸(接觸・接 触等のものみ)		□他	
その他		□他	
①造成等		②基礎・基礎ぐいい	
③上部構造部分・外装		④屋根	
⑤建物設備・内装等		⑥その他	
⑥その他		⑦特定建設資材廃棄物の種類ごとに特定建設資材が使用されるる建設物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建設物の部分	
⑧建物発生木材		⑨備考	
⑨備考			

※以外の事項は左欄より右欄に適宜記入するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省・環境省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（分別解体等に係る施工方法に関する基準）	（分別解体等に係る施工方法に関する基準）
第二条 （略）	第二条 （略）
2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一～三 （略）	一～三 （略）
四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工事ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難しい場合にあつてはその理由	四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工事ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文及び第四項本文に規定する順序により難しい場合にあつてはその理由
五～八 （略）	五～八 （略）
3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならぬ。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。	3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならぬ。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。
一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し	一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し
二 屋根ふき材の取り外し	二 屋根ふき材の取り外し
三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し	三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し	四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
4 前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となつた石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となつたものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合にお	（新設）

いでは、前項ただし書の規定を準用する。

- 5| 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事
の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合に
おいては、第三項ただし書の規定を準用する。
- 6|
7| 一（略）
（略）

4| 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事
の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合に
おいては、前項ただし書の規定を準用する。

- 5|
6| 一（略）
（略）

送付資料一覧

【建設リサイクル法関連省令の改正について】

- ・ 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について（通知）
- ・ 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について（概要紙）
- ・ 新旧対照表（特定建設資材に係る分別解体等に関する省令）
- ・ 新旧対照表（建設資材に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則）

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局建設業課

03-5253-8111（代表）

永井（内線：24755）

竹田（内線：24756）